

賠償責任保険等に係る特記仕様書

1. 損害賠償

受注者は、本業務の遂行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。第三者に損害を与えた場合、受注者は直ちに市へ報告し、その責めにおいて対応するものとする。ただし、損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、その限度において市が負担する。

2. 保険への加入

(1) 受注者は、本業務の遂行に起因する事故等の損害賠償請求に備え、参加者が請け負う業務すべてを保障対象とする「賠償責任保険（対人・対物賠償を含む）」に加入していなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものは認めない。

ア 個別業務のみを保障対象とした損害賠償責任保険

イ 入札告示日より後に契約された損害賠償責任保険（更新を除く。）

(2) 前項の保険に係る補償限度額は、以下の通りとする。

対人賠償：1 事故につき 1 億円以上

対物賠償：1 事故につき 1,000 万円以上

(3) 受注者は、契約締結後速やかに、当該保険に加入したことを証する書類（保険証券の写し及び加入内容の明細）を市に提出しなければならない。

(4) 本業務の実施期間中、当該保険契約が失効しないよう適切に管理・維持しなければならない。また、保険内容に変更があった場合は、速やかに市に届け出ること。